



島根県報

平成22年 4 月 30 日 (金)

第 2, 1 8 3 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良区の定款変更の認可	(農 村 整 備 課)	2
県営土地改良事業の工事の完了 (2件)	(")	2

【公 告】

平成22年度毒物劇物取扱者試験の実施	(薬 事 衛 生 課)	2
平成22年度製菓衛生師試験の実施	(")	4

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正		5
---	--	---

告 示**島根県告示第318号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、奥出雲町土地改良区の定款変更を平成22年4月21日付けで認可した。

平成22年4月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第319号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成22年4月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	完了年月日
稗原地区用排水施設事業（県営かんがい排水事業）	平成21年3月30日

島根県告示第320号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成22年4月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	完了年月日
論田地区用排水施設事業（県営基幹水利施設ストックマネジメント事業）	平成21年3月19日

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、平成22年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）第8条の規定により公告する。

平成22年4月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験日時

平成22年8月3日（火）午前9時30分から午後0時10分まで

2 試験場所

松江会場 松江市東津田町1741番地1 松江合同庁舎 講堂（2階）

大田会場 大田市長久町長久ハ7番地1 県央保健所 集団指導室（2階）

浜田会場 浜田市片庭町254番地 浜田合同庁舎 中会議室（5階）

3 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験

(3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験科目

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同規則別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同規則別表第2に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法（記述式による。）

5 受験願書の請求先

住所地を管轄する保健所に請求すること。

なお、県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-0887 松江市殿町128番地）に請求すること。郵送する場合は、封筒の表に「毒劇願書請求」と朱書きし、80円切手をはった、あて先明記の返信用封筒（定型郵便物として取り扱われるものに限る。）を同封すること。

6 受験願書の受付期間

平成22年5月6日（木）から同年5月28日（金）まで

なお、郵送の場合は、5月28日付けの消印のあるものまでを有効とする。

7 受験願書等の提出先

住所地を管轄する保健所に提出すること。

なお、県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課へ提出すること。

8 提出書類

(1) 受験願書（毒物及び劇物取締法施行細則（昭和51年島根県規則第51号）第12号様式によること。）正副2通

(2) 写真（出願前6月以内に撮影した正面上半身、脱帽、縦5センチメートル、横4センチメートルのもの）を、受験票（毒物劇物取扱者試験規程（昭和26年島根県告示第200号）第2号様式によること。）にはり付け、氏名及び撮影年月日を記載したもの1通

9 受験手数料

10,500円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の正本にはり納めること。

この収入証紙には、消印しないこと。

ただし、県外居住者で証紙の購入が困難である場合は、現金又は株式会社ゆうちょ銀行発行の普通為替若しくは定額小為替により納めることができること。

なお、納付された受験手数料は返還しない。

10 合格者の発表

平成22年9月3日（金）に島根県庁前及び各保健所の掲示板並びに島根県ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

11 その他

この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ（電話0852-22-6529）にすること。

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条の規定により、平成22年度製菓衛生師試験を次のとおり実施するので、製菓衛生師法施行細則（昭和42年島根県規則第45号）第2条の規定により公告する。

平成22年 4 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験期日

平成22年 7 月 7 日（水）

午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

2 試験場所

松江市殿町158

島根県民会館 大会議室

3 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学、製菓理論及び実技

4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの

5 出願の方法

(1) 提出書類

製菓衛生師法施行細則第3条に規定する製菓衛生師試験受験願書及び添付書類

(2) 受験願書の提出

ア 県内居住者は、平成22年 5 月 7 日（金）から同年 6 月 4 日（金）までに住所地を管轄する保健所に提出すること。

イ 県外居住者は、平成22年 5 月 7 日（金）から同年 6 月 4 日（金）までに松江市殿町128番地島根県健康福祉部薬事衛生課に提出すること。なお、郵送の場合は、平成22年 6 月 4 日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 受験手数料

9,400円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書にはり付けること。

6 受験票の送付

受験願書を審査し、適格と認めた者には、受験票を送付する。

受験票が平成22年 6 月 28 日（月）までに到着しない場合は、島根県健康福祉部薬事衛生課までその旨を申し出ること（受験票の配達不能等がないように受験願書の住所欄に番地及び何某方までを明確に記入すること。）。

7 合格者の発表

平成22年 8 月 6 日（金）に島根県庁前及び各保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。

8 その他

(1) 受験手続その他試験についての問合せは、保健所又は島根県健康福祉部薬事衛生課（松江市殿町128番地 電話 0852-22-6487）にすること。

(2) 平成21年度の試験問題及び解答については、島根県県政情報センター（松江市殿町 8 番地 県庁南庁舎 1 階 電話 0852-22-6139）及び各地区の県政情報コーナーで閲覧することができる。

島 根 県 病 院 局 告 示

島根県病院局告示第4号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、平成22年5月1日から施行する。

平成22年4月30日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

出産に係る経費の項中「140,000円」を「195,000円」に、「110,000円」を「165,000円」に、「85,000円」を「112,500円」に、「55,000円」を「82,500円」に、「7,000円」を「8,000円」に改める。